

議会改革調査特別委員会 中間報告(要約)

(前)委員長 宮本増憲

当委員会は、議会の組織及び運営の現状を再検証し、議会の更なる機能発揮に向けて、自ら改革を進め、活性化を図る目的で、昨年12月定例会で設置された。

調査の初めに全議員にアンケートを実施し、当議会に求められる検討項目を収集。これを基に委員会でも個別に調査・検討を行ってきた。

1. 議会運営関係

現在の一括方式に加え、一問一答方式、分割方式を含めて本会議の質問方式を選択する制度について検討した。対面式による議場の配置、また理事者からの反問権と併せて、メリット、デメリット、あるいは導入に係る費用等について引き続き検討を進める。

さらに議員同士の討議の場の設定、正副議長選挙の立候補制についても、導入に関する影響等について今後も十分な調査・研究を進めることとし、市議会の会

期を1年中とする通年議会については、導入を見合わせた。

市外への行政視察については、インターネット等を利用して情報収集・調査が可能であるため廃止とする意見や、逆に、単なる資料の収集ではなく視察地の実情を自ら聞き出すことに意義があるため継続・拡充を求める意見が出された。そこで現制度を継続し、各委員長が視察結果の報告を行い、調査内容を全議員で共有し見識が高まるよう努めることとした。



議会改革調査特別委員会 会議状況

議場内の配置等については、平成11年に国旗と国歌が法制化されていることから、市章と同様に国旗の掲出が必要であるという結論となった。

2. 情報公開・その他

市民の意思を政策形成に反映させるため、積極的に情報を提供し、また幅広く意見を聴取する議会報告会や意見交換会について、他市議会の実施事例を基に調査を進めている。また、市民モニター制度やアンケート等の意見収集方策についても議論を行ったが、開かれた議会、市民の身近な議会を目指し、議会から積極的に情報発信を行うことが肝要であることから、まず、各議員の表決結果を公表することを決定した。本会議での議員別の賛否状況をホームページに掲載し、各議員に対する市民の評価が的確になされるよう、全議員が自ら積極的に情報公開に努める。来年初からの実施に向けて検討中である。

さらに、例規集の電子化

に取り組み、パソコンやタブレット等を用いて例規集を閲覧する方法へ変更し、電子化により経費節減を図るとともに、将来的には各種会議資料のペーパーレス化、また災害時の情報共有化など、今後も様々なIT活用方法を研究していく。

3. 議会組織体制関係

地方自治体は全国的に厳しい運営を迫られ、議会も自らの組織を見直し、定数減、報酬減といったコスト削減に改革の主眼が置かれる傾向にある。当市議会の25名の議員定数について、様々な議論が交わされた。

その中で、民間調査による議会改革度について四国の中でも出遅れていることから、さらに改革を進めるため20名とする案、3つの常任委員会の委員を7人確保し21名とした上で本会議の採決を考慮し22名とする案、あるいは現状維持とする案などが出されたが、協議を重ねた結果、最終的に22名に決した。

議会の組織体制の見直しについては、縮減するだけ

ではますます負のスパイラルに陥ってしまい、結果的には市民全体にとってマイナスとなってしまう。平成17年市町村合併後、広大な地域に多数の集落を有する当市において、地域の実情をきめ細かく把握し、そして市政に反映させることは議会の最大の責務であり、その機能を最大限に活かす、活性化を進めていくべきである。

4. 総括

議会基本条例など、議会改革の集大成の策定には、先進事例を初め具体的な調査・検討が必要である。拙速な結論が後の議会運営に支障を来すことのないよう、さらに時間をかけ現制度を詳細にわたり、様々な角度から分析する必要がある。

全国的に地方分権、そして地域主権改革が推進されるなか、自治体の主体的な運営が求められ、地方議会の役割は一層重要になっており、当委員会としての責務を認識し、今後も継続して十分に調査検討を進める。